

(注) 以下は監査報告の原本に記載された事項を電子化したものであり、
押印済みの原本は別途保管しております。

産業技術総合研究所

第 10120000-B-20190626-001 号
令和元年 6 月 26 日

経済産業大臣
世 耕 弘 成 殿

国立研究開発法人産業技術総合研究所
監事 風 間 澄 之
監事 渡 邊 修 治

平成 30 事業年度監査報告の提出について

上記の件について、国立研究開発法人産業技術総合研究所監事監査規程
第 23 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり提出いたします。

監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 19 条第 4 項及び同法第 38 条第 2 項の規定に基づき、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）の平成 30 事業年度（平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日）の業務運営、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査¹を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

この監査報告は、以下のプロセス・方法に基づき、研究所の当該事業年度に係る業務運営、事業報告書及び財務諸表等の監査を行い、作成した。

1. 監査計画の策定と監査準備等

平成 30 事業年度監事監査計画書に基づき、理事長、理事、領域長、事業組織の所長及び事業所長、監査部門等、評価部門等その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び効率的な監査実施に向けた環境の整備に努めた。

その際、特に研究所の業務運営として重要なコンプライアンスの推進及び業務システム改革の運用状況、研究所の情報セキュリティ対策の推進状況並びに平成 30 事業年度は第 4 期中長期目標期間の 4 年度目を迎え、目的基礎研究及び「橋渡し」機能の強化、地域連携活動の強化、人材育成等の施策の本格的な運用を開始していること、新研究連携拠点の整備など更なる施策を拡大し展開していること、また、平成 28 年 10 月に研究所が特定国立研究開発法人の指定を受け、世界最高水準の研究開発とその成果の「橋渡し」に向けた施策が期待されていることから、これらの進捗状況を重点項目とした。

2. 職務の執行状況等調査

理事会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて理事・領域長及び関係部署の管理者、責任者等から職務の執行状況の説明を求めた。

¹ 平成 30 事業年度における監査は、在任監事 2 名の両名で定めた監査の方針、職務の分担等に従い実施した。

3. 監査の実施と通則法に定める書類及び理事長決裁に係る法人文書の調査

研究所の組織における業務の運営、財産の状況等の監査及び経済産業大臣に提出する書類を調査した。また、理事長決裁に係る全ての法人文書及び規程の新設・改正に係る法人文書を調査した。

4. 内部統制システムの整備及び運用状況の調査

役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、研究so法又は他の法令に適合することを確保するための体制、その他法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について報告を受けた。また、運用状況を客観的に監査等した部署等²から監査結果の報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

5. 会計監査人監査の適正性等調査

当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）を検証するに当たって、事前に会計監査人による監査計画及び重点監査項目の説明及び期中での経過報告を受け、必要に応じ意見交換を実施した。

また、期末監査の実施時においては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について令和元年6月24日に報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、証拠の提出を求めた。

会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項³の通知を令和元年6月24日に受け、必要に応じて説明を求めた。

II 監査の結果

1. 研究所の業務が、法令等に従い適正に実施されているか及び中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかについての意見

研究所の業務は、関係諸法令及び研究所業務方法書その他の諸規程等を遵守のうえ、第4期中長期計画及び平成30年度計画に従い適法に実施され、ま

² 監査室（内部監査）、総務企画部（個人情報保護に関する監査、法人文書点検）、国際連携室（安全保障輸出管理監査）、情報セキュリティ部（情報セキュリティ監査）、TIA推進センター（共用施設監査）

³ 同様の事項は、①独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項、②監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針に関する事項、③会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項をいう。

た、中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。

特に、平成 30 事業年度においては、第 4 期中長期目標期間の 4 年度目を迎え、目的基礎研究及び「橋渡し」機能の強化、地域連携活動の強化、人材育成等の施策を拡大し展開しているとともに、平成 28 年 10 月に研究所が特定国立研究開発法人の指定を受けたことにより、世界最高水準の研究開発を目指した業務運営に取り組んできた。

平成 30 事業年度における主な取り組みとして、以下の活動があげられる。

(1) 目的基礎研究の強化

目的基礎研究の強化を目的とした取り組みとして、7 大学との O I L (オープンイノベーションラボラトリ) に、九州大学との連携を加えた 8 大学との連携を推進している。平成 30 年度においては、O I L 合同シンポジウムや定期合同連絡会議を開催するなど、大学、民間企業等との連携・協力をさらに強化している。また、平成 29 年度に引き続き、リサーチアシスタント (R A) 制度による実践的若手人材の育成及びクロスアポイントメント (C A) 制度の活用による共同研究の促進に取り組んだ。平成 30 年度末においては、インパクトファクター (I F) 付き国際誌での論文発表数が 160 余報 (前年度比約 48% 増)、外部資金獲得額が 16 億余円 (前年度比約 38% 増) に達するなど、大学の基礎研究と研究所の目的基礎・応用技術開発の融合により産業界への成果の「橋渡し」につながる活動を進めている。

また、高い論文生産性や高い I F 論文志向を持つ大学教員との交流が研究所職員への大きな刺激となっているとの報告もある。今後も人材・設備・技術などの様々な面での連携を進め、更なる成果の創出を期待したい。

(2) 「橋渡し」の強化

① 連携研究室の拡充

企業名を冠した連携研究室 (冠ラボ) については、平成 30 年度に新たに 3 社とのラボを立ち上げ、総冠ラボ数は 11 ラボとなった。冠ラボによる民間資金獲得額は、研究所の民間資金獲得金額全体の約 15% 弱にあたる 13.8 億円 (前年度比約 27% 増) となるなど、「橋渡し」の大きな推進力となっている。

また、平成 30 年 10 月には、冠ラボシンポジウムを開催 (126 社参加) するなど、冠ラボの相手企業との信頼関係の醸成、関係強化を進めることにより、設置期間の延長、新たな研究テーマの設定へと発展的展開につな

げている。

②技術コンサルティング制度の拡充

中小企業も含めた多様な企業ニーズに応えるため、研究所の持つ知見、ノウハウを広く産業界に「橋渡し」する取り組みの一環として「技術コンサルティング制度」の活用を推進している。

連携テーマの立ち上げの段階からクライアントと検討を行う「共創型」のコンサルティングの取り組みもあり、平成30年度の技術コンサルティングによる資金獲得額は7.5億円（前年度比約25%増）、3年で約7.5倍と大幅に増加している。

本制度を連携の起点とし、後に本格的な大型連携等へ展開する事例も出てくるなど、今後の「橋渡し」における重要な役割を担っている。

③産総研技術移転ベンチャー支援の強化

産総研発有望ベンチャー20社にコンシェルジュを配置、HPやパンフレットによる広報強化、ベンチャーキャピタルの紹介等の各種支援により、平成30年度の産総研技術移転ベンチャーへの出資額は、23.5億（前年度比約113%増）に達し、目標額を3倍以上上回った。

平成30年12月には、研究開発力強化法の改正により研究所から産総研技術移転ベンチャーへの現金出資が可能となったことをうけ、現在内部運用体制を整備している。

(3) 地域連携の強化

地域センターとつくばセンターとの連携による「オール産総研」を旗印に最高水準の研究成果を求めて活動している。

地域中核企業との連携においては、公設試験研究機関職員120余名を含む、総勢180余名のイノベーションコーディネータ（IC）を軸に、ニーズの把握と研究所の知見とのマッチングを進め、平成30年度には、104件（目標75件の139%）の連携研究を実現している。また、職員やOBを中心とした各都道府県の地縁者をふるさとサポーターとして登録し活動してもらい「産総研ふるさとサポーター制度」の導入や「地域未来牽引企業」に対し経済産業省始め各機関と共に支援体制を構築するなど新たな連携を展開している。

運営体制についても、地域の産業集積などの特徴を踏まえた地域センターごとの重点化研究テーマ（看板）の見直しの検討や地域拠点戦略会議を通じた地域センターのサポート体制の強化などを実施している。

(4) 技術マーケティング力、企業連携の強化

I C網の拡充に加え、テクノブリッジフェア（T B F）の多様化を進めている。前年度から実施している理事長が特定地域の企業を訪問し面談する訪問型T B F、特定の研究分野に特化したT B Fのほか、平成30年度は茨城県内の一大産業集積地である日立市において「T B F i n 茨城」、農業関連分野への展開を目指した「T B F i n 帯広」など新たな地域での開催を通じ、特に地域中核企業との連携拡大を着実に進展させている。

(5) ガバナンスの強化

①内部統制システムの強化

研究所のミッションを達成するための理事長の意思決定をサポートする機能を強化した。具体的には、理事会を含めた各会議体及び委員会の位置付け・構成メンバーの見直し、後述するコンプライアンス案件が速やかに報告される体制の構築など、理事長への情報伝達プロセスを明確化した。

②コンプライアンスの強化

リスク事案に関しては、理事長を委員長とするコンプライアンス推進委員会へ毎週報告されるほか、特に緊急重要案件については発生当日中に報告されるなど、速やかにリスク事案へ対応する体制を構築した。

また、基本的に年1回実施していた内部監査の報告については、四半期ごとに理事会へ報告するなど、モニタリング機能の強化を図っている。なお、これらのコンプライアンス事項については、監事に対しても毎週報告がなされている。

さらに、研究所の役職員に向けた各種活動（コンプライアンス推進週間の設定、特別研修の実施など）のほか、国立研究開発法人協議会に「コンプライアンス専門部会」を創設し、初代部会長・事務局を担うなど運営を主導し、研究所内外に向けたコンプライアンス意識向上のために多面的な取り組みを推進している。

③安全管理機能の強化と意識改革

安全管理については研究所独自の安全管理システム（E S M S）を核に管理体制の強化を進めてきた。法令上の安全規定の遵守はもちろん、さらに厳しい研究所の安全管理ルールに基づくP D C Aを回し安全確保に努めている。特にチェック機能については研究推進組織、事業組織等による多重巡視を実施するなど事故の未然防止に注力している。平成30年度か

らは、理事長の発案により、従来の巡視に加え、全国の地域センター等の所長による合同巡視を行い、その後に意見交換会を行っている。違った視点での安全確認と意見交換による安全管理に対する意識向上を促すものとして評価したい。

(6) 研究人材の拡充・育成、ダイバーシティの推進

①研究人材の拡充・育成

研究人材の拡充・育成への取り組みとしては、まずCA、RA及び特定集中研究専門員（特専）の人員増加があげられる。OILの拡充を牽引力に、CAは68人（前年度比約20%増）、RAは345人（同比約30%増）、冠ラボの設置増加に伴い特専は137人（同比約20%増）に達している。

またイノベーションスクールではプログラムの多様化を進め人材育成ニーズに対応している。10年以上にわたる同スクールの卒業生が一堂に会する同窓会（桜翔クラブ）の開催など、人的ネットワークの拡充により新たな連携の創出に寄与している。

さらに「修士採用枠の拡大」や5年間全く新しいテーマに挑戦できる「エッジランナーズ制度」の採用枠を20人に拡充することを検討するなど、若手研究者の育成に努めている。

②産総研デザインスクール事業による人材育成

柏の葉地区をテストベッドとして、技術を社会システムの一部として形成するための俯瞰力、共創力、実践力などを備えた人材を育成することを目的にフィージビリティ・スタディ（FS）を実施した。今後、立ち上げ期に向けてスキルアップのための座学研修、海外研修、社会に介入する実験や調査研究を実施する予定である。

③ダイバーシティの推進

多様な人材の確保という観点から、女性、外国人研究者の活用を中心にダイバーシティの推進に注力している。女性活躍推進法行動計画の各施策の中で、大学等の外部イベントへの参加及びキャリア支援活動等を通じて積極的に研究所の魅力をアピールしている。その結果、平成30年度の女性研究者の応募者が103人と前年度から倍増、平成31年4月新規採用者の女性比率は32%に達しており、第4期累積採用者における女性研究者採用比率目標（18%以上）を達成する見込みである。また育児・介護等で時間制約がある研究職員への補助員雇用費補助の継続及び本格運用の検討並びに外国人研究者が所内業務を行う上での環境整備及び啓発活動な

どダイバーシティの推進が図られている。

(7) 平成 28 年度、平成 29 年度補正事業の推進

①平成 28 年度補正事業

東京大学柏Ⅱキャンパスの柏センターにて、平成 30 年 8 月に「ABC I クラウドサーバー」を整備、運用を開始し、世界トップクラスの深層学習速度と省電力性を実現した。また平成 30 年 11 月には同センターに AI サービス技術創出と人間拡張研究実施の拠点として「社会イノベーション棟」、さらに平成 31 年 1 月には臨海副都心センターに労働集約型の産業である工場、物流、創薬の 3 つの模擬環境を行う拠点として「サイバーフィジカルシステム研究棟」を新設するなど、人工知能に関するグローバル研究拠点として研究開発が開始されている。

老朽化対策についても着実に遂行し、特に空調設備改修においてはエネルギー消費量を低減できる機器に更新するなど、光熱費の削減に効果が得られる見込みである。

②平成 29 年度補正事業

高機能 I o T デバイスに関する研究拠点として西事業所に新たにクリーンルームを新設する。平成 30 年 12 月から工事が開始され次年度への予算繰越も関係省庁の承認が得られている状況である。令和元年度においては、施工業者に対する確実な施工管理が求められる。

(8) 業務改革の推進

理事長主導のもとに業務改革推進室を設置し、業務フローベースの業務改善への取り組み、ボトムアップ及びトップダウンの両面からの業務改善提案など、制度・手続等の見直しによる全組織参加による職場改善活動を実施している。これらの状況については、実行性を高めるため毎週の幹部連絡会において改善策の概要、効果、進捗状況を報告し、改善策の見える化を行うなどの取り組みを進めている。

平成 31 年 3 月には「業務改革大会」を開催（228 人参加）し、優良な業務改革事例の発表、意見交換を通じ業務改革の横展開を図るとともに、業務改革を全所的な取り組みであることを明確にし、職員の意識改革に努めている。

また、今後の業務改革活動が目指す姿、各現場で取り組む活動の位置付けを明確に示す目的から「産総研業務改革ポリシー」と具体的な「アクションプラン」の検討を行った。これらを全職員に共有することで、次年度

以降の業務改革が更に浸透していくことを期待したい。

理事長は、研究所の第4期中長期目標期間のミッションを、①イノベーションの基となる目的基礎研究を強化すること、②その技術的成果を産業界に「橋渡し」をすること、③将来のイノベーション創出を担う人材の活用と育成を推進すること、及び、④地域連携の促進にも積極的に取り組むこととし、さらには、特定国立研究開発法人としてのミッションを内外に周知するとともに、研究所のコンプライアンス推進体制の強化、リスク管理及び内部統制等に関し、トップマネジメントとして指導力を強く発揮していることを認める。

2. 研究所の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制、その他研究所の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

通則法第28条第2項⁴に基づき、研究所の業務の適正を確保するための体制等を追加した研究所業務方法書の内部統制システムについては、より実効性のある内部統制システムへと進化させていることから、平成30事業年度中の業務運営における内部統制システムの整備及び運用は適正に実施されているものと認める。

また、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。

3. 研究所の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

4. 財務諸表等についての意見

- (1) 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）は、独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、研究所の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政

⁴ 通則法第28条第2項：業務方法書には、役員（監事を除く。）の職務の執行がこの法律、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項その他主務省令で定める事項を記載しなければならない。

サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

(2) 利益の処分に関する書類(案)は、法令に適合しているものと認める。

(3) 決算報告書は、理事長による予算区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示しているものと認める。

(4) 会計監査人は、財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、研究所の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める旨の「無限定適正意見⁵」を付している。

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査については、監査の方法及びその内容、会計監査の結果報告は相当であると認める。

5. 事業報告書についての意見

平成30年度事業報告書は、法令に従い研究所の業務の状況を正しく示しているものと認める。

6. 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

該当事項なし。

Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

1. 総論

閣議決定等に基づき独立行政法人を対象とした政府及び行政改革実行本部等からの要請(給与水準の適正化、研究所の長の報酬水準、契約の適正化、保有資産の見直し、情報開示及び公益法人等への会費等支出など)に係る措置については、それぞれ適切に対応されているものと認める。

⁵ 無限定適正意見とは、財務諸表監査等の監査人による監査において表明される意見の一つで、一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って監査を実施した結果として、監査対象となった財務諸表等について虚偽記載等が発見されず、記載内容が妥当であるという相当の心証を得た場合に表明される監査意見をいう。

2. 個別事項

(1) 給与水準の適正化

研究所の役員の報酬等については、その役員の業績が考慮されなければならないとする通則法第 50 条の 2 の趣旨を踏まえ、理事長の業績反映額は、経済産業大臣の業績評価により、また、その他の役員にあっては経済産業大臣の項目別の業績評価及び業務に対する貢献度を総合的に勘案し決定されており、その報酬水準は妥当であると認める。

また、職員の給与等についても、その職員の勤務成績が考慮されなければならないとする通則法第 50 条の 10 の趣旨を踏まえ、人事院の給与勧告等を考慮して決定するとともに、毎年度行う目標設定管理型短期評価と一定の評価対象期間を経て行う長期評価からなる個人評価制度による業績評価を踏まえ決定されており、その給与水準は妥当であると認める。

職員の給与水準の適正化に係る具体的な改善策と数値目標を内容とする取組については、着実に実施されてきたことにより、平成 30 年度においては、①事務・技術職員は対国家公務員指数 100.8（前年度 101.4）、②研究職員は対国家公務員指数 102.2（前年度 102.5）となっている。

さらに、研究所の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表については、総務省のガイドラインに則り、国家公務員及び他の独立行政法人の役職員と比較ができる形で判りやすく公表されているものと認める。

(2) 理事長の報酬水準

研究所は、我が国最大級の公的研究機関として、鉱工業の科学技術に関する研究及び開発等の業務を総合的に行い、基盤的研究から実用化研究まで一体的かつ連続的に、広範な分野において取り組んでいる。さらに、産業技術政策の中核的機関として、革新的な技術シーズを事業化につなげる「橋渡し」機能の強化等に先行的に取り組むことに加え、特定国立研究開発法人の指定により世界最高水準の研究開発を進める役割も担っている。

理事長は、これら高度で多様な業務を総理し、世界最高水準の研究とその成果の「橋渡し」をするために、幅広い知識と経験による高いマネジメント能力とリーダーシップを発揮し、牽引することが求められる。

理事長の報酬は、独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）による要請を継続して踏襲し、国家公務員指定職俸給表の事務次官の給与の範囲内としていることから、報酬水準は妥当であると認める。

(3) 契約の適正化（随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況）

調達に関する閣議決定及び総務大臣の通知に基づき、研究所では研究開

発業務の特性を踏まえ、P D C Aサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成30年度調達等合理化計画を定め、①適切な随意契約に向けた取り組み、②一者応札・応募の低減に向けた取り組み等を重点的に取り組むべき項目として掲げて、調達業務を推進してきた。

これら平成30年度における各事業所の契約担当職の契約に関し、随意契約の妥当性、一般競争入札等における契約の状況及び一者応札・応募の改善への取り組み状況について監査するとともに、研究所に設置している契約監視委員会でも平成31年2月20日の他、令和元年6月11日、6月14日の計3日間にわたり、研究所全体の随意契約の妥当性及び一般競争入札等の契約の点検及び平成30年度調達等合理化計画の自己評価の点検、令和元年度同合理化計画策定の点検並びに特定国立研究開発法人特例随意契約の導入について審議するとともに、必要な情報の提供を求めてきた。

平成30年度の研究所の調達状況は、以下の表1及び表2のとおりである。

表1 平成30年度の研究所の調達全体像 (単位：件、億円)

	平成29年度		平成30年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	1,513 (42.1%)	375.2 (76.2%)	998 (27.8%)	338.1 (71.2%)	△515 (△34.0%)	△37.1 (△9.9%)
企画競争・ 公募	328 (9.1%)	18.4 (3.7%)	358 (10.0%)	25.6 (5.4%)	30 (9.1%)	7.2 (39.1%)
特例随契	891 (24.8%)	24.5 (5.0%)	1,368 (38.2%)	37.5 (7.9%)	477 (53.5%)	13.0 (53.1%)
競争性のある 契約(小計)	2,732 (76.1%)	418.1 (84.9%)	2,724 (76.0%)	401.3 (84.5%)	△8 (0.3%)	△16.8 (△4.0%)
競争性のない 随意契約	860 (23.9%)	74.4 (15.1%)	860 (24.0%)	73.5 (15.5%)	0 (0%)	△0.9 (1.2%)
合計	3,592 (100%)	492.6 (100%)	3,584 (100%)	474.8 (100%)	△8 (△0.3%)	△17.8 (△3.6%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、平成30年度の対29年度伸び率である。

表2 平成30年度の研究所の二者応札・応募状況 (単位: 件、億円)

		平成29年度	平成30年度	比較増△減
2者以上	件数	582 (21.3%)	509 (18.7%)	△73 (△12.5%)
	金額	233.6 (55.9%)	234.1 (58.3%)	0.5 (0.2%)
1者以下	件数	2,150 (78.7%)	2,215 (81.3%)	65 (3.0%)
	金額	184.5 (44.1%)	167.2 (41.7%)	△17.3 (△9.4%)
合計	件数	2,732 (100%)	2,724 (100%)	△8 (△0.3%)
	金額	418.1 (100%)	401.3 (100%)	△16.8 (△4.0%)

(注1) 計数は、それぞれ小数点第二位を四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募、特例随意契約、不落随意契約）を行った計数である。

(注3) 比較増△減の（ ）書きは、平成30年度の対29年度伸び率である。

監査及び点検結果から、研究所においては、契約監視委員会の意見・指摘事項等を踏まえ、平成27年10月から随意契約ができる範囲を19項目規定化し拡大したこと及び民間企業での調達等の経験者である契約審査役の増強、同審査役による迅速な契約審査や同審査役を講師とする調達に関する講習会による人材育成などによって、契約工程の短縮化など、効率化を進め、迅速かつ効果的な調達を実現している。また、平成29年10月からは特定国立研究開発法人に認められた「特例随意契約」の運用を他法人に先駆けて開始した。調達に関するガバナンスの徹底を図るとともに公開見積競争を原則とする随意契約方式を導入した。

随意契約による効率化を推進するに当たってはガバナンスの強化が非常に重要である。研究所では、契約審査役による随意契約の事前点検及び契約担当職による二重チェック体制を確立し、公正性、透明性を確保したうえで運用しているほか、契約権限の明確化、公平性・透明性・競争性の確保向上への取組、適正な検収、不祥事発生 of 未然防止・再発防止のための取組など、適切な随意契約や二者応札・応募の低減に向けた取り組みを継続し、契約の更なる適正化を推進していることを認める。また、迅速かつ効率的な少額物品等の調達については、現行のインターネット調達システムから、公平性・透明性・競争性を確保した新たなシステムへの切り替えを決定し、準備を進めている。

このような状況下において、政府は特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するための基本的な方針（平成28年6月28日閣議決定）において「同法人の物品及び役務の調達は、その研究開発が国際的な競争の中

で行われていることから、迅速かつ効果的に行うことが極めて重要である。」として、当該方針の一部を変更（平成 29 年 3 月 10 日閣議決定）、研究開発に直接関係する 500 万円以下の物品及び役務の調達に限り、ガバナンス強化等の措置を講じ、研究開発成果の早期発現及び向上が期待でき、かつ、競争性及び透明性が確保されていることを条件に、新たな随意契約方式（特定国立研究開発法人特例随意契約）の仕組みを構築し、導入することを可能にした。研究所においては、平成 29 年 10 月より本制度を導入し、その結果、平成 30 年度の契約実績は 1,368 件、調達請求から契約相手先決定までの期間を平均 20 日（一般競争入札では約 40 日）にするなど効率化を目的とした政府決定の効果が十分に発揮されている。

（４）保有資産の見直しについて

企業等との連携強化に伴い新規に第 4 期スペース利活用方針を策定し、スペースの有効利活用を積極的に進めるとともに、施設維持管理費の削減を目的としたスペース利活用推進体制の推進により、研究所が保有する土地・建物等については、経営的な視点から常時見直しを図り、研究開発を継続するうえで有効かつ効率的な資産保有状況であることを認める。

また、研究所では効率的な配置及び研究スペースの集約化を進めるため毎年度「施設整備計画」を策定し、老朽化した建物等施設の閉鎖・解体等を計画的に実施するとともに、平成 30 年度に閉鎖・解体等した建物等施設については、適法に処理され財務諸表に正しく記載していることを認める。

平成 30 年度は、東京本部小金井支所（東京農工大学に売却）及びつくば苅間サイト（日本自動車研究所に売却）を国庫返納、年間維持費を削減（約 3,300 万円）し、研究施設の効率化を推進している。なお関西センター尼崎支所は国庫納付に向けて手続き中であることを確認している。

さらに、資産の棚卸方法について従来の電子タグの読み取りに加え新たにバーコード読み取り方式の導入、不用資産削減キャンペーンや棚卸期間の平準化などにより作業負担が軽減され資産管理の作業効率が向上している。

また、国等からの委託費で取得し、委託期間終了後に国等から借り受けている物品等の情報については、「借受情報管理システム」を構築し一元管理することにより、管理体制の強化が図られている。

（５）研究所の情報開示について

研究所の情報開示については、国民の情報へのアクセスを容易にするた

め研究所のウェブサイトにも、①附帯決議等を踏まえた総務省通知に基づく情報公開の項目の他、②独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づく公表事項、③独立行政法人通則法に基づく公表事項、④その他の法令、ガイドライン等に基づく公表事項に区分し、情報開示統轄部署において各責任部署より必要となる情報を受け、精査したうえで適時適切に開示していることを認める。

(6) 公益法人等への会費等支出について

行政改革実行本部において決定された「公益法人等への会費支出の見直し」において規定されている、見直しの基本原則及び会費の見直し・点検の趣旨を踏まえ、その必要性を厳格に精査し支出の是非を判断してきた。

また、公益法人等に対し会費（年10万円未満のものを除く。）を支出した場合は、四半期ごとに支出先、名目・趣旨、金額等の事項を研究所のウェブサイトにおいて公表していることを認める。

IV その他政府等からの要請事項への対応

1. 研究所の情報セキュリティ対策等について

社会的に標的型メールや不正アクセスなどのウィルス感染による個人情報の大量流出事案や日本の研究機関を狙ったサイバー攻撃が相次いでいる。

研究所では平成30年2月に外部からサイバー攻撃を受ける事態が発覚した。このサイバー攻撃への対応報告及び再発防止のために今後取り組む対策等について、以下のとおり検討されている。

(1) 情報セキュリティ強化策の策定と実施

平成30年2月6日に発覚したサイバー攻撃への対応の反省と、再発防止に向け、情報セキュリティ対策の強化を推進している。

①発覚直後の2月7日には、情報セキュリティ対策本部を立ち上げ、当面の対策を実施した。②4月には、外部有識者等による「情報システムに対する不正アクセスに関する調査委員会」を設置し、被害状況、原因等を議論・整理した。これを受け、③7月20日に「産総研の情報システムに対する不正アクセスに関する報告」を公表した。同報告書では、④システムの強化策、⑤運用の見直し、⑥外部委託の見直し、⑦組織体制の見直し、⑧事業継続計画（BCP）の見直し、の観点から再発防止策とスケジュールを明確化し、着実に推進している。④10月には、再発防止策と実施状況を経済産業省並びに内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）に報

告するとともに、研究所内での研修会開催など、職員への周知徹底、意識向上を図っている。さらに、再発防止策に基づき、⑤11月には、情報化の推進を担う情報システム室と情報セキュリティを統括する情報セキュリティ部を新設するとともに、⑥研究推進組織・本部組織・事業組織など各組織における情報セキュリティ体制を構築し、セキュリティ対策の強化と、指導・監督責任の明確化を行っている。⑦12月には最高情報セキュリティ責任者（CISO）に対し専門的助言を行う「最高情報セキュリティアドバイザー」を新設し、外部の専門組織に委託している。⑧平成31年4月には、重大な情報セキュリティインシデント発生時のBCPを策定している。

また、NISCの監査対応や情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証取得に向けた準備など、他機関からの視点を取り入れたチェック体制の強化を図っていることは評価したい。

（2）抜本的対策の加速化

7月20日に策定された再発防止策は、応急的対策と抜本的対策に分けて進められている。応急的対策については、上記③のa～eの各項目において順調に進捗しているものと判断される。一方、基盤システムの構築、専門人材の強化、優良な外部委託業者の選定など、情報セキュリティの強化の根幹となる抜本的対策については、予算確保も含め対策を加速化させることが求められる。

また、事業継続計画（BCP）においては、同計画に記載されているように、実際のインシデント発生を想定した訓練を行うなど、実効性の確保に向けた検証と課題発見、課題改善のサイクルを早期に確立することが求められる。

V 監査報告を作成した日

令和元年6月26日

令和元年6月26日

国立研究開発法人産業技術総合研究所

監事 風間 澄之

監事 渡邊 修治